

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、内閣府・総務省令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-1 ②事務の内容	《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。》 特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更又は当該リスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	文言整理及び特定個人情報保護評価指針の改正に伴う文言修正であり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-2 システム3 ②システムの機能	[○]その他(審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))	[○]その他(審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ))	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更には当たらない(システム10 システム基盤(市中間サーバ)の記載との整合性を図る)。
令和6年2月5日	I-2 システム7 ②システムの機能	審査システム(eLTAX)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等	審査システム(eLTAX※)は、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、インターネットと連携している地方税ポータルセンタ(eLTAX)等の電子データを送受信するシステムであり、次の機能を有する。 1 審査システム(eLTAX)から税システムへの連携 ① 申告等データ(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、償却資産申告書等) ② 利用届出データ ③ 申請・届出データ等の受領 ④ 納付情報データの受領 2 税システムから審査システム(eLTAX)への連携 ① プレ申告データ ② 特別徴収税額通知データ等 ※eLTAX・・・地方税ポータルシステムの呼称。地方公共団体が共同して運営する地方税共同機構(以下「機構」という。)が開発・運用しているシステムで、地方税に関する総合窓口として地方税に関する様々な手続きを電子的に行う。地方税ポータルセンタ、審査システム、国税連携システムなどから構成される。	事後	文言整理及びその他情報(特定個人情報以外)に係る機能の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-2 システム14 ②システムの機能	2 機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※機構・・・地方公共団体情報システム機構のこと。地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人、住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。	2 地方公共団体情報システム機構(※)への情報照会 全国サーバーに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ※地方公共団体情報システム機構・・・地方公共団体情報システム機構法(平成25年法律第29号)に基づく地方共同法人、住民基本台帳ネットワークシステムの運営、総合行政ネットワーク(LGWAN)の運営、個人番号カードの作成業務、地方公共団体の情報化推進、情報セキュリティ対策への支援及び人材育成への支援を行っている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-5 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	I-(別添1) 事務の内容		「納付」、「納付情報」、「税額通知等」の流れの追加	事後	その他情報(特定個人情報以外)の流れの追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-3 ⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく条例において明示されている。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-3 ⑧使用方法情報の突合	1 個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。	1 個人番号カードなどにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	II-4 委託事項2 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	[○]紙	[]紙	事後	特定個人情報の提供方法を減らす変更であり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-4 委託事項6 ①委託内容	地方税共同機構(以下「機構」という。)が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施	機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)との間で行うデータ連携サービスの提供及び運用支援を実施	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-5 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(60件)	[○]提供を行っている(61件)	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙1) 項番20 市町村長	※記載漏れ	(情報照会者)市町村長 (事務) 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (情報提供者)市町村長 (特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙1) 項番53 市町村長	※記載漏れ	(情報照会者)市町村長 (事務) 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの (情報提供者)市町村長 (特定個人情報)地方税関係情報、住民票関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙1) 項番71 厚生労働大臣又は 都道府県知事	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙1) 項番97 都道府県知事又は 保健所を設置する市の長	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙1) 項番106 独立行政法人日本 学生支援機構	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報又は児童手当関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙1) 項番107 厚生労働大臣	地方税関係情報であって主務省令で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	II-5 (別紙2)	(別紙2)番号法第9条第2項及び条例第4条第2項、3項別表2に基づき情報移転する事務	(別紙2)番号法第9条第2項に基づく利用条例第4条第2項、第3項別表2に基づき情報移転する事務	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	II-6 特定個人情報の保管・ 消去 ①保管場所	<eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成25年6月20日地電協協定、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報情報が保管される。	<eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 1 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号、以下「技術基準」という。)」及び「認定委託先事業者の認定等に関する要綱(平成31年地電協要綱第5号、以下「認定要綱」という。)」に定められた基準を満たすデータセンターにサーバが設置され、このサーバ上に特定個人情報情報が保管される。	事後	引用する要綱の形式的な変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	III-2 リスク1 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	1 窓口対応では、個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	1 窓口対応では、個人番号カードなどと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	III-2 リスク3 入手の際の本人確認の措置 の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	III-2 リスク3 個人番号の真正性確認の措 置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	個人番号カードなどと身分証明書の提示を受け、登録済みの基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	III-3 特定個人情報の使用 その他のリスク及びそのリス クに対する措置	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。	1 一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 2 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 3 端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 4 事務処理に必要な画面のハードコピーは取得しない。 5 特定個人情報の目視が不要なシステム(税収納、税証明、税滞納整理)については、システム画面に個人番号を表示しない。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月5日	III-6 リスク2 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっており、安全性を保っている。	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月5日	Ⅲ-6 リスク3 リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、特定個人情報保護委員会との協議を経て総務大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供ネットワークシステムは、個人情報保護委員会との協議を経て内閣総理大臣が設置・管理している。中間サーバーは、この情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報しか入手できない設計になっている。そのため、照会対象者の正確な特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅳ-1 ①自己点検 具体的なチェック方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 地方公共団体情報システム機構機構処理事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	文言整理のため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	<eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は協議会による外部監査を受検することが定められている。	<eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> 技術基準及び認定要綱により、認定委託先事業者は機構による外部監査を受検することが定められている。	事後	組織の名称変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項1 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社HBA	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項3 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社HBA	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項5 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	BIPROGY株式会社	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-4 委託事項6 ⑥委託先名	競争入札により決定する。	株式会社TKC	事後	評価時点での委託先名を反映させたものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅱ-6 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<札幌市における措置> 年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<札幌市における措置> 保管期間を経過した情報をシステムで自動判別し、データベースから自動消去する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-1 ①実施日	平成27年8月7日	令和5年12月11日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-2 ②実施日・期間	平成30年4月11日～5月10日	令和5年6月12日～7月11日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-2 ④主な意見の内容	・本人の同意がなければ情報提供連携はできないのではないか。 ・個人情報流出の危険があるので情報提供連携するべきではない。 ・業務委託・再委託に伴うリスクが大きい。	・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。 ・特定個人情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。 ・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-2 ⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない。	上記1点目の意見を踏まえて、「Ⅰ、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月5日	Ⅵ-3 ①実施日	平成30年11月28日	令和5年12月11日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例(以下「地方税法等」という。)により、地方税の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収または地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	札幌市では、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)(以下「地方税法等」という。)により、地方税又は森林環境税(以下「地方税等」という。)の賦課、徴収事務を行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯罪事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。 については、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。	事前	森林環境税法の施行及び番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-1 ②事務の内容	1 個人住民税 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受け、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。	1 個人住民税(森林環境税を含む) 地方税法等の法律に従い、個人住民税業務で以下の事務を行う。 ①当初課税準備として給与支払報告書総括表、住民税申告書を作成し、送付する。 ②課税情報(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書、住民税申告書等)を受け、管理する。 ③賦課決定、賦課更正した内容について納税義務者に対して通知書を送付する。 ④扶養是正調査、未申告調査を行う。 ⑤証明書の交付申請に基づき所得(市・道民税)証明書等を交付する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-2 システム1 ②システムの機能	地方税法等により課税された地方税の収納管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-2 システム3 ②システムの機能	地方税法等による地方税のうち個人市民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	地方税法等による地方税等のうち個人住民税の課税データの管理を行うシステムであり、次の機能を有する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-2 システム6 ②システムの機能	地方税法等により課税された地方税の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。	地方税法等により課税された地方税等の滞納整理業務を支援するシステムであり、次の機能を有する。	事前	森林環境税法の施行に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	I-6 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	(別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	事前	番号法の一部改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-3 ①入手元	〔○〕行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者)	〔○〕行政機関・独立行政法人等 (国税庁、給与支払者、日本年金機構その他公的年金等支払者、法務省)	事前	番号法の改正による入所元の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-3 ③入手の時期・頻度	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:日次 ② 地方税関係情報:随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報:随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報:随時(申告書受領時等)	1 識別情報:随時(変更時等) 2 連絡先等情報:随時(変更時等) 3 業務関係情報 ① 国税関係情報:日次 ② 地方税関係情報:随時(申告書受領時等) ③ 生活保護情報:随時(受給開始時等) ④ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑤ 障害者福祉関係情報:随時(申告書受領時等) ⑥ 年金関係情報:随時(申告書受領時等) ⑦ 戸籍関係情報(随時)	事前	番号法の改正により提供が開始される特定個人情報の入手時期等の追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-(別添2) (2)証明関係	(追加)	森林環境税額	事前	森林環境税法の施行に伴う追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。
令和6年3月18日	II-(別添2) (6)住民税関係(その4)	(追加)	森林環境税額	事前	森林環境税法の施行に伴う追加であり、リスクを相当程度変動させるものではないと考えられるため、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I-1 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の16項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表の24項により個人番号を利用することができるのは、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税等の賦課徴収または地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるものとなっており、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令では、地方税等の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税等の賦課徴収に関する事務又は地方税等に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務と定められている。	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	I-2 システム12 ②システムの機能	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法別表第二に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 世帯情報のうち、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定められた情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	I-5 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	I-6 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって第50条で定めるもの」が含まれる項(48の項)	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-3 ⑤本人への明示	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法別表第二の27項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	・地方税法その他の地方税に関する法律及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48項に規定されている。 ・庁内連携による入手は番号法第9条第2項に基づく利用条例別表において明示されている。	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-5 提供・転送の有無	[○]提供を行っている(61)件	[○]提供を行っている(72)件	事後	番号法の改正に伴う件数の追加であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-5 提供先1	番号法第19条第8号別表第二に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-5 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-5 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第二に定める各事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-5 移転先1	(前略)、同総務部保護自立支援課、(後略)	(前略)、同総務部保護課、(後略)	事後	機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	II-5 移転先2	(前略)、同総務部保護自立支援課、(後略)	(前略)、同総務部保護課、(後略)	事後	機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	(別紙1) II-5-提供先	(別紙1)番号法第19条第8号別表第二に定める事務	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める各特定個人番号利用事務	事後	番号法の改正に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	(別紙1) II-5-提供先	(番号法第19条第8号別表第二に基づき)情報の提供先61件について、「項番」「情報照会者」「事務」「情報提供者」「特定個人情報」を記載	(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき)情報の提供先72件について、「項番」「情報照会者」「特定個人番号利用事務」「情報提供者」「利用特定個人情報」を記載	事後	番号法の改正に伴う提供先の追加及び文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	(別紙2) II-5-移転先 7、31、32	保健福祉局総務部保護自立支援課	保健福祉局総務部保護課	事後	機構名の変更に伴う文言修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	I-2 システム16 ①システムの名称		システム基盤(標準準拠システム連携基盤)	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行するため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I-2 システム16 ②システムの機能		札幌市のシステムであり、デジタル庁発行の「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」(以下、「共通機能標準仕様書」という。)において定義された「2.2.庁内データ連携機能」を実現するため、システム基盤と接続し、基幹系システムと標準準拠システム間での標準仕様にもとづくデータ連携を仲介する。 またデータ連携をシステム連携基盤で集中管理することで、データ連携の可視化やセキュリティを確保するとともに、標準準拠システム間の関連を疎結合にし、システム変更時の影響範囲局所化を実現する。	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	I-2 システム16 ③他のシステムとの接続		[O]その他 (ガバメントクラウド上の標準準拠システム、システム基盤)	事前	当システムを構築して、ガバメントクラウドに移行する他システムと庁内連携を開始するため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	I-(別添) 事務の内容		システム基盤(標準準拠システム連携基盤)によるガバメントクラウド上のデータ連携の流れを追加 申請管理システムを介したデータ連携の流れを追加	事前	ガバメントクラウドに移行する他システムとの庁内連携の開始及び新たに特定個人情報ファイルを取得するシステムの追加のため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (現行どおり) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (現行どおり) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (現行どおり) <標準準拠システム連携基盤における措置> ガバメントクラウドへの接続は閉鎖された専用線であり外部からの侵入は物理的に不可能となっている。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略) <標準準拠システム連携基盤における措置> ①共通機能標準仕様書で定められた通信のセキュリティレベルを実現する。 ②ファイル連携においてはオブジェクトストレージを利用し、暗号化と複合化を行い管理する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	Ⅲ-7 リスク3 手順の内容	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 4 標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	Ⅳ-1 ②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。
令和7年9月18日	Ⅳ-3 その他のリスク対策	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略)	<札幌市における措置> (省略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (省略) <eLTAXシステム認定委託先事業者における措置> (省略) <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	I システム3 住民税システム ③他のシステムとの接続	[O]その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ)）	[O]その他（審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)）	事前	令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	I システム11 システム基盤(団体内統合宛名) ②システムの機能	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。	札幌市のシステムであり、団体内統合宛名番号、個人番号及び各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。 1 団体内統合宛名番号の登録・管理 団体内統合宛名番号を付番し、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。 2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号の取得が完了しているかの状況管理を行う。 3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。 4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与した権限に基づき各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。 5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。 6 セキュリティの管理 庁内各業務システムの利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。 7 申請管理の機能 マイナポータルから連携される電子申請を、札幌市の各業務システムに連携する。	事前	令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	I システム11 システム基盤(団体内統合宛名) ③他のシステムとの接続	[O]その他（システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名)）	[O]その他（システム基盤(市中間サーバ、個人基本、税宛名、住民税システム、マイナポータル)）	事前	令和8年1月から、新たに特定個人情報ファイルを取得するため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	Ⅲ-2 リスク1 目的外の入手が行われるリスク	[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うことで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようにシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	[対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容] 2 電子申請時は、利用届出の情報と申告時に添付する電子証明書による本人確認を行うか、又は公的個人認証による電子署名が付与された申告データを受領することで、なりすましではないかの検証を行う。また、利用届出や申告データ等に記載された提出先のみが情報を入手できるようにシステムで制御しており、対象者以外の情報を入手することはできない。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	Ⅲ-2 リスク1 目的外の入手が行われるリスク	[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] 2 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	[必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容] 2 審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)及び団体内統合宛名システムでは、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	Ⅲ-2 リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク	[リスクに対する措置の内容] ＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞ (省略) ＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞ (省略) ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ (省略) ＜システム外の措置＞ (省略)	[リスクに対する措置の内容] ＜税システム、国税連携システム、審査システムにおける措置＞ (省略) ＜税宛名システム、税収納システム、税滞納整理システムにおける措置＞ (省略) ＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ システムへアクセスできる職員と端末を限定している。 マイナポータルから、届出先が本市である申請情報のみ取得するよう制御している。 ＜住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置＞ (省略) ＜システム外の措置＞ (省略)	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	Ⅲ-2 リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	[入手の際の本人確認の措置の内容] 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	[入手の際の本人確認の措置の内容] 個人番号カードなどと身分証明書の提示を受けることなどにより、必ず本人確認を行う。 電子申告の場合には、公的個人認証等による電子署名が付与されたデータを受領し、署名検証を行う。 ※ 国税庁等からは、当該団体等が番号法第16条に基づく本人確認を行って入手した情報が提供される。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	Ⅲ-2 リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	[特定個人情報の正確性確保の措置の内容] 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報をそのまま保管する。 3 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 4 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。	[特定個人情報の正確性確保の措置の内容] 1 入手の各段階で本人確認を行う。 2 審査システム(eLTAX)は、受領した情報をそのまま保管する。 3 システム基盤(団体内統合宛名システム)は、取得した情報をそのまま連携する。 4 システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 5 業務に関係のない職員が特定個人情報を変更したりすることがないよう、システムを利用できる職員を限定する。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。
令和7年9月18日	Ⅲ-2 リスク4 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。	＜団体内統合宛名システムにおける措置＞ 団体内統合宛名システムは、中間サーバー、マイナポータルや各システムとの接続に専用回線を用いるため、外部に漏れることはない。	事前	特定個人情報ファイルの取扱プロセスにおけるリスク対策の追加のため、重要な変更につながる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月18日	VI-1 基礎項目評価 ①実施日	令和5年12月11日	令和7年9月18日	事後	様式改正に伴う基礎項目評価実施日の記載であるため、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	VI-2 ②実施日・期間	令和5年6月12日～7月11日	令和7年1月16日～2月14日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	VI-2 ④主な意見の内容	・業務委託先について、評価時点で決定していれば社名を記載すべき。 ・特定個人情報情報の消去については、札幌市の担当者が立会いのうえ物理的に破壊し、その記録を残すべき。 ・システムの不具合などで個人情報の漏えいがあった場合には、直ちに公表し説明すべき。	・ガバメントクラウドのセキュリティリスクはどこが担うのか。どの企業と契約するか公表すべき。 ・サイバー攻撃など不正アクセスの危険がより増すことにはならないのか。 ・「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹システムを標準化することは、地方自治権の放棄に繋がり、膨大なシステム経費を市税で行うことについて市議会の決議が必要になる。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	VI-2 ⑤評価書への反映	上記1点目の意見を踏まえて、「I、4特定個人情報ファイルの取扱いの委託」において、該当する委託事項については⑥委託先名に社名を反映させた。	上記意見を踏まえた。評価書の修正はない。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	VI-3 ①実施日	令和5年12月11日	令和7年6月27日	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和7年9月18日	VI-3 ③結果	評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いは、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措置が適正であると認められるため、審議会として妥当であるとの答申を得た。	事後	第三者点検を経た記載内容の更新であるため、重要な変更にはあたらない。
令和8年4月9日	I-2 システム1 ②システムの機能	4 金融機関・財務連携代行システムからの収納情報連携	4 金融機関、収納代行業者からの収納情報連携	事前	システムの廃止による変更であるが、特定個人情報ファイルの取扱いはないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	I-2 システム1 ③他のシステムとの接続	〔O〕その他(金融機関・財務連携代行システム)	(削除)	事前	接続先システムの廃止に伴う記載削除のため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	I-2 システム15 ①システムの名称 ②システムの機能 ③他のシステムとの接続	①金融機関・財務連携代行システム ②金融機関・財務連携代行システムは、金融機関等との間で、口座振替依頼や口座振替結果、日々の収入情報を送受信するシステムであり、税システムにおいては、以下の機能を活用する。 1 税システムから金融機関・財務連携代行システムへの連携 税システムから、口座振替依頼の情報を金融機関・財務連携代行システムへ連携する。 2 金融機関・財務連携代行システムから税システムへの連携 金融機関・財務連携代行システムから、口座振替結果および日々の税額の収納情報を税システムへ連携する。 ③〔O〕税務システム	(削除)	事前	システムの廃止による変更であるが、特定個人情報ファイルの取扱いはないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	I-2 システム16	システム16	システム15	事前	他システムの廃止に伴う項番繰り上げのため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項	番号法第9条第1項 別表の24の項、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 番号法第9条第2項に基づく札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)第4条第2項、第3項	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	I-6 情報提供ネットワークシステム による情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(略)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表(略)	事後	文言整理のため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	(別添1)事務の内容		「ガバメントクラウド」の記載を追加 「金融機関・財務連携代行システム」を削除	事前	1点目については、特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	II-6 ①保管場所	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前の入館・入室の申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (省略)	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けている。 ・日本国内でデータ保管している。 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (中略)	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	II-6 ①保管場所	(新設)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	II-6 ③消去方法	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所が、保存された情報を読み出せないよう、物理的破壊により完全に消去する。 (省略)	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業所及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 3 中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出せないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。 (中略)	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	II-6 ③消去方法	(新設)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破壊等を実施する。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	III-2 特定個人情報の入手リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	III-2 特定個人情報の入手リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	III-2 特定個人情報の入手リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	III-2 特定個人情報の入手リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	III-3 特定個人情報の使用リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	III-2 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者 (元職員、アクセス権限のない職員等) によって不正に使用されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	Ⅲ-2 特定個人情報の使用 リスク3: 従業者が事務外 で使用するリスク リスク への対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-3 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報 ファイルが不正に複製され るリスク リスクへの対策 は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-4 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 リスク への対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 リスク1: 不正な提供・移 転が行われるリスク リス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 リスク2: 不適切な方法で 提供・移転が行われるリス ク リスクへの対策は十分 か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-5 特定個人情報の提供・移転 リスク3: 誤った情報を提 供・移転してしまうリス ク、誤った相手に提供・移 転してしまうリスク リス クへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が 行われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれな い方法によって入手が行わ れるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人 情報が不正確であるリス ク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 リスク4: 入手の際に特定 個人情報が漏えい・紛失す るリスク リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者が運 用、監視・障害対応等の業務をする際に、特定 個人情報へはアクセスすることはできない。	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) ③ 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業 務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、 監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の 業務は、クラウドサービスの提供であり、業務 上、特定個人情報へはアクセスすることはない。	事後	中間サーバー・プラット フォームに係る変更であり、本市における特定個人 情報を取り扱うプロセス等 に変更はないため、重要な 変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定 個人情報が漏えい・紛失す るリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行 われるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 リスク6: 不適切な方法で 提供されるリスク リスク に対する措置の内容	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用 を行う事業者が、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理することで、不適 切な方法での情報提供を行えないようにしてい る。	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) 3 中間サーバー・プラットフォームの事業者及 びクラウドサービス事業者が、特定個人情報に はアクセスができないよう管理することで、不適 切な方法での情報提供を行えないようにしてい る。	事後	中間サーバー・プラット フォームに係る変更であり、本市における特定個人 情報を取り扱うプロセス等 に変更はないため、重要な 変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワー クシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で 提供されるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><札幌市における措置> (中略) その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 (略) 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>	<p><札幌市における措置> (中略) その他のリスク④: 情報提供データベースに保存される情報が漏えいするリスク <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 (略) 2 地方自治体のみが特定個人情報の管理を行う仕組みとし、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報にアクセスできないようにしているため、事業者における情報漏えい等のリスクを極小化している。</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ②安全管理体制	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ③安全管理規程	特に力を入れて整備している	十分に整備している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ④安全管理体制・既定の職員への周知	特に力を入れて周知している	十分に周知している	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<p><札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室管理、有人監視及び施設管理をしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 2 事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 (略)</p>	<p><札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 (略)</p>	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(新設)	<p><ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人工夫の漏洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (略)	<札幌市における措置> (中略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> (中略) 4 中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 5 中間サーバーのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 6 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。⑦中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。	事後	中間サーバー・プラットフォームに係る変更であり、本市における特定個人情報を取り扱うプロセス等に変更はないため、重要な変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(新設)	<ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑦バックアップ	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑧事故発生時手順の策定・周知	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 リスクへの対策は十分か	特に力を入れて行っている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れて行っている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人情報保護評価指針の解説」により、選択の具体的水準が示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅲ-7 リスク3 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順-手順の内容	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 4 標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。	1 保管年数を経過した情報は消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時は、内容が判読できないよう、焼却又は裁断する。 4 標準準拠システム連携基盤においては、格納期限が経過した連携ファイルは消去する。 5 ガバメントクラウドにおいては、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	特定個人情報の保管場所変更によるため、重要な変更にあたる。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年4月9日	Ⅲ-7 リスク3 特定個人情報 が 消去されずいつまでも存在 するリスク リスクへの対策は十分か	特に力を入れている	十分である	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅳ-1 監査 ①自己点検	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅳ-1 監査 ②監査	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅳ-1 監査 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 地方公共団体情報システム機構機構処理 事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プ ラットフォームについて、定期的に監査を行うこ としてしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 1 地方公共団体情報システム機構機構処理 事務管理規程などに基づき、中間サーバー・プ ラットフォームについて、定期的に監査を行うこ としてしている。 2 政府情報システムのためのセキュリティ評価 制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事 業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録 された監査機関による監査を行うこととしてい る。	事後	中間サーバー・プラット フォームに係る変更であり、本市における特定個人 情報を取り扱うプロセス等 に変更はないため、重要な 変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅳ-2 従業者に対する教 育・啓発	特に力を入れて行っている	十分に行っている	事後	令和6年4月1日改正「特定個人 情報保護評価指針の解説」 により、選択の具体的水準が 示されたことによる見直し。
令和8年4月9日	Ⅳ-3 その他のリスク対策	(前略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用するこ とにより、統一した設備環境による高レベルの セキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの 高い運用担当者によるセキュリティリスクの低 減、及び技術力の高い運用担当者による均一 的で安定したシステム運用・監視を実現してい る。 (略)	(前略) <中間サーバー・プラットフォームにおける 措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用す ることにより、政府情報システムのための セキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録され たクラウドサービス事業者による高レベル のセキュリティ管理 (入退室管理等) 、IT リテランの高い運用担当者によるセキュリ ティリスクの低減、及び技術力の高い運用 担当者による均一的で安定したシステム運 用・監視を実現する。 (略)	事後	中間サーバー・プラット フォームに係る変更であり、本市における特定個人 情報を取り扱うプロセス等 に変更はないため、重要な 変更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅵ-2 ②実施日・期間	令和7年1月16日～2月14日	令和7年11月12日～12月11日	事後	第三者点検を経た記載内容 の更新であるため、重要な変 更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅵ-2 ④主な意見の内容	・ガバメントクラウドのセキュリティリスクはどこ が担うのか。どの企業と契約するか公表すべ き。 ・サイバー攻撃など不正アクセスの危険がより 増すことになるのではないのか。 ・「ガバメントクラウド」のために、自治体基幹シ ステムを標準化することは、地方自治権の放棄 に繋がり、膨大なシステム経費を市税で行うこ とについて市議会の決議が必要になる。	・「ガバメントクラウド化」というデジタル政策は、 国が個人情報を一元管理することの証左となる のではないのか。 ・国、デジタル庁が契約したクラウド化による情 報漏えいはどこか責任を担うのか。 ・国、デジタル庁主体のクラウド化は、アメリカの IT企業で機微情報が管理され、情報主権を護 れないばかりか地方自治権の放棄ではない か。	事後	第三者点検を経た記載内容 の更新であるため、重要な変 更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅵ-3 ①実施日	令和7年6月27日	令和8年2月12日	事後	第三者点検を経た記載内容 の更新であるため、重要な変 更には当たらない。
令和8年4月9日	Ⅵ-3 ③結果	特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措 置が適正であると認められるため、審議会とし て妥当であるとの答申を得た。	特定個人情報ファイルの取扱い及び保護措 置が適正であると認められるため、審議会とし て妥当であると判断するとの答申を得た。	事後	第三者点検を経た記載内容 の更新であるため、重要な変 更には当たらない。